

## 経由調査の一斉調査システムの利用拡大等に係る共通化推進方針

令和7年6月2日決定  
内閣官房行政改革推進本部事務局  
調査を所管する府省庁  
総務省

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和6年6月21日閣議決定。以下「本基本方針」という。）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「経由調査の一斉調査システムの利用拡大等」に係る共通化推進方針は、以下のとおりとする。

### 1. 経由調査<sup>1</sup>及び一斉調査システムについて

#### (1) 経緯等

- 本基本方針において、共通化すべき業務・システムの基準として、
  - ・「国への報告に際し、単に取りまとめるために都道府県等を経由させる業務」
  - ・「データの発生源から集計するまでに時間を要し、データに基づく行政をタイムリーに行うことができていない業務」などを前提に、当面の具体的視点として、「データに基づく行政をタイムリーに行う必要がある業務・システムで、国への報告に手間を要しているもの」が挙げられている。
- 令和6年10月29日付けの国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（以下「協議会」という。）の文書において、「クラウドの活用による情報集約手法のフラット化」として、「経由調査の一斉調査システムの利用拡大等」が共通化の対象候補に選定されたところである。
- そして、同文書においては、内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「行革事務局」という。）は、総務省行政評価局の協力を得て、各府省が実施する経由調査に係る業務の実態を把握しつつ、調査を所管する各府省と協議し、令和7年3月末までに、調査・照会システム（以下「一斉調査システム」という。）（後述の(3)参照）の利用拡大に向けたスケジュールを記した共通化推進方針案（以下「推進方針案」という。）を、国全体の調査事務の改革・改善の観点も踏まえ、策定することとされている。
- 今般、推進方針案について協議会の同意が得られたため、推進方針として確定するものである。

---

<sup>1</sup> 地方自治体を経由して国が集計・分析する調査をいう。

## (2) 経由調査に係る業務の実態

総務省行政評価局の協力を得て、経由調査に係る業務の実態を把握したところ、その概要は、別紙のとおりである。

## (3) 一斉調査システムの概要

一斉調査システムは、全国の地方自治体を対象とした通知・調査照会業務<sup>2</sup>を円滑に進めるため、平成26年より総務省地域力創造グループ地域政策課において運用を開始している。

全国の地方自治体の担当者宛に都道府県を経由せず一斉に通知・調査を発出可能であり、地方自治体のメールの開封状況のリアルタイムでの確認や調査結果の自動集計が行える。本システムにより、通知や照会を一元的に管理することができるようになり、確認・展開漏れの防止が容易になるとともに、国・地方自治体の職員の負担軽減につながる。

一斉調査システムによる各省庁から地方自治体への発出件数は年間5,503件（令和6年1月～12月）。そのうち、通知は4,861件、調査は642件である。

令和7年3月にシステム改修を行ったところ（後述の2. (2)ア. 参照）であり、国・地方自治体の職員の更なる利便性の向上が期待される。

## 2. 現状分析

### (1) 経由調査の課題点

上記1. (2)の実態把握によれば、とりわけ調査の被経由地方自治体である都道府県においては、

- ・ 管下の市町村に対する照会
- ・ 国からの疑義照会への対応
- ・ 回答の回収及び督促
- ・ 回答の集計
- ・ データ確認、エラーチェック

などが負担となっている。

一斉調査システムを利用することで上述の負担は一定程度軽減されることが見込まれる一方、同システムに対しては、

- ① 認知度の不足
- ② 回答者が複数部署にまたがる場合の使いづらさ
- ③ 過去案件（過去回答）の参照・複写機能の欠如
- ④ LGWAN系のネットワーク内以外では使えないことによる支障

---

<sup>2</sup> 府省庁のほか、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）からの通知・調査照会業務にも一斉調査システムを利用することは可能となっている。

⑤作業状況のステータスについて、開封すると「新着案件」から「処理中」に自動的に区分が変更

⑥高度なエラーチェック機能（Excel マクロと同等のチェック機能）の欠如などの点に課題があることも明らかとなった。

そのほか、経由調査全般について、

⑦記載要領が不明瞭（このためエラーデータが発生）

⑧繁忙期と調査実施時期との重なりや回答期間の短さ

⑨調査項目の多さや他の調査との調査項目の重複

などの課題も挙げられている。

なお、今般把握したのは、一部の経由調査に係る業務の実態であり、今後実施する調査業務の実態把握（後述の3.（1）イ.参照）や、一斉調査システムについてのニーズ把握（後述の3.（3）ア.参照）を通じて把握された課題も含め、引き続き所要の対応を図っていく。

## (2) 令和7年度以降の見通し

### ア. 改修後の一斉調査システムの利用が見込める経由調査について

○ 令和7年3月にシステム改修を行い、

＜府省向け＞

- ・Q&A 機能の追加
- ・過去案件を参照した調査票の作成
- ・調査票の条件分岐機能の追加

＜地方自治体向け＞

- ・Q&A 機能の追加
- ・過去案件を参照した回答の作成
- ・回答フォーマットをエクセルでダウンロードし、入力の上、アップロード可能
- ・地方自治体内の案件転送機能、複数部署による同時編集機能の追加
- ・作業状況のステータス区分（「開封済（未対応）」）の追加
- ・添付可能ファイルの総容量の増加
- ・インターネット環境への対応<sup>3</sup>
- ・ダウンロードファイルの一括選択機能の追加、複数ファイルをダウンロードする場合のみ zip ファイル化するように変更
- ・照会が来たことをメールで通知する機能のデフォルト化

が可能となった。

これにより、上記(1)において示された課題点のうち、②～⑤については、

---

<sup>3</sup> これにより広域連合、一部事務組合の利用が可能となる。

概ね、解消される見込みとなり、利用拡大が見込めることとなった。

- 他方、今般のシステム改修を経てもなお、例えば、以下の仕様となっているため、留意が必要である。
  - ・マクロを組んでいる場合は、地方自治体側がインターネット環境から回答する場合には無害化機能によりマクロが削除される
  - ・システム上で調査票を作成する場合、必須回答項目や条件分岐の設定はできるが、複雑なエラーチェックの設定をすることはできない

#### イ. 令和7年3月の一斉調査システムの改修によっても解消されない課題について

ア. に記載されたとおり令和7年3月に一斉調査システムの改修が行われたものの、例えば上記(1)の⑥～⑨は引き続き課題として残されることとなる。このうち⑥については、一斉調査システムの更なる改修（後述の3. (3)ア. 参照）の中で、また、⑦～⑨については、後述の3. (1)ア. に記載するような別段の取組の中で検討していく必要がある。

### 3. 今後の具体的な対応方策

#### (1) 経由調査全般について

##### ア. 事務負担軽減のための取組

行革事務局においては、各府省等が行う調査等を改善するための恒常的な仕組み（以下「調査改善」という。）を構築・運用しており、当該仕組みの一環として、各府省等が実施している業務上の調査等（経由調査を含む。）のリストを定期的に更新し、各府省に提供している。

まずは、各府省において、当該調査等のリストも活用しつつ、以下のような観点等から、個々の調査について不断の見直しに努めることが重要である。

- ・調査自体又は調査項目の必要性の（再）確認
- ・既存情報の活用（特に職員規模が小さい市町村においては、特定の職員が複数の調査を担当している事例も見受けられることから、各府省が実施する調査について、調査内容が他の調査と重複していないか、調査担当において、市町村等から、聞き取りを行うことも考えられる。）
- ・調査頻度の減少、調査時期の変更（繁忙期の回避）
- ・紙による調査票を存置している場合にあっては、引き続きデジタル化を推進

また、地方自治体が調査に対応するためにどのような業務が行われ、何に負担がかかっているかという実態を把握した上で、調査方法（調査フロー、調査票様式、集計ツール等）を随時見直すことが重要であり、その際には、

例えば

- ・各府省及び都道府県において負担の大きい、データ確認や疑義照会の負担軽減のため、エラーが発生しないための取組  
(例：調査要領や留意事項等の充実、マクロやシステムを活用した調査票のエラーチェック機能の追加、エラーや未回答がある場合は提出できない仕組み)
- ・回答作成負担軽減の取組  
(例：調査票の前年度回答プレプリント、調査事項の削減、業務システムの標準化及びデータ連携)

を行うことが考えられる。

#### イ. 国が実施する調査業務の実態把握と情報共有等

- ・総務省行政評価局が実施した実態把握によって、国、都道府県、市町村それぞれが抱えている課題が明らかとなった。例えば、都道府県が市町村の負担軽減のために行っている作業は、調査依頼を発出している国の職員、調査を実施する市町村の職員が知らないケースもあると想定される。また、地方自治体のシステム構成等の事情によって国の職員が想定していない可能性のある手間が発生していることもあり得る。まずは、こうした実態があることを相互に知ることによって、それぞれの立場を思いやって、全体での負担を減らすための取組を考える契機とすることが必要であると考えられる。
- ・行革事務局は、国が実施する調査業務について国・地方を通じた全体のプロセスの効率化を推進する観点から、今後も必要に応じて総務省行政評価局の協力を得ながら実態把握<sup>4</sup>を行い、その結果を整理して国、都道府県、市町村に共有するとともに、関係行政機関に対して改善を求めることとする。

#### (2) 令和7年3月の改修後の一斉調査システムの利用が見込める経由調査について

##### ア. 一斉調査システムの利用拡大の在り方等

経由調査については、調査内容やその事務の在り方、地方自治体を經由する理由等は様々であることから、一律に一斉調査システムの活用を強いるのではなく、それぞれの調査の特質に応じた効率化・合理化を検討することが重要。

調査所管府省、調査担当において、国・都道府県・市町村の事務負担のあ

---

<sup>4</sup> なお、実態把握に当たっては、地方自治体の負担にならないよう留意するものとする。

り方も勘案しつつ、国・地方全体でみたトータルコストを最小化することを目指し、それぞれの調査の特質に応じた効率化・合理化を検討することが重要。

その際、例えば、以下のような対応が考えられる<sup>5</sup>。

#### (ア) 一斉調査システムの全面的な活用

別紙で示した経路調査の業務の実態及び課題を踏まえれば、例えば、以下のような調査については、一斉調査システムの活用が有効だと考えられる。

- ・(アンケートやサンプル調査など) 必ずしも 100%の回収率を求めない調査
- ・都道府県において独自の調査項目を追加することなく、迅速に市町村に対して行う必要がある調査
- ・市町村の入力項目が少ない調査
- ・各府省において市町村の回答ファイルをマクロ等で自動に集計できる調査
- ・各府省や都道府県において、市町村のデータを確認する必要がない(確認ができない) 調査

※ 市町村の入力項目が少ない調査の場合は、入力フォームに直接手入力して回答する。それが難しい場合(入力項目が多い、外部のデータをコピー&ペーストして回答する、エラーチェックが必要な場合など)は、一斉調査システムを利用した様式(ファイル)のやり取りで回答する。

#### (イ) 一斉調査システムの部分的な活用(他の手段による補完も含む。)

一斉調査システムを全面的に活用することが困難な場合であっても、例えば、

- ・未回答の地方自治体に対する督促について、(まずは)一斉調査システムを活用
- ・一斉調査システムから調査を発出し、メールでもその旨周知など、部分的に同システムを活用することも考えられる。

### イ. 一斉調査システムの利活用推進の取組

- ・今回の実態把握により、各府省の調査担当のすべてが一斉調査システムを認識しているわけではないことが明らかとなったため、まずは、各府省に

---

<sup>5</sup> 独自のシステムを構築済み(あるいは構築することを検討中)の調査等についても、調査項目の削減、統合や調査頻度の減少など、引き続き調査負担の軽減に努めるものとする。

対し、同システムについて周知することが必要。また、地方自治体においても、一斉調査システムの利用になじみがなく、その機能が全て認識されていない場合もあることから、同システムの利用方法を含めて、地方自治体に対しても周知することが必要である。

- ・これを踏まえ、4月以降の適切な時期に、総務省地域力創造グループ地域政策課が説明会を主催し、各府省や地方自治体の調査担当者に対して一斉調査システムの利用方法や本年3月のシステム改修（前述の2. (2)ア. 参照）の内容を説明することで、同システムの利活用を促す。その後も、引き続き、同システムの利用機会の提供や利用方法についての各府省に対する補助を行う。
- ・各府省においては、個々の調査担当、官房の調査改善の担当及びPMO（府省内のIT施策に関する全体管理の機能を担う組織）が連携しつつ、個々の調査の趣旨や一斉調査システムの改修の内容等も踏まえ、同システムの利活用の是非について、検討する。
- ・一斉調査システムを各府省からの通知に利用する場合、調査に利用する場合に挙げられるような課題はほとんどないことから、各府省においては、まずは通知から一斉調査システムの利用を始めてみるのが重要である。一斉調査システムの名称についても、このことを明確化するため、「一斉通知・調査システム」に改称する。
- ・行革事務局及び総務省地域力創造グループ地域政策課においては、調査改善の取組を活用し、調査等リストの更新時に一斉調査システムの利用状況を把握し、協議会に報告する。協議会においては、同システムの利用状況等を踏まえ、必要に応じ、行革事務局及び総務省地域力創造グループ地域政策課に対し、意見を述べる。

### (3) 令和7年3月の改修後の一斉調査システムの利用にそぐわない経由調査について

上記(1)イ.の取組を通じて、行革事務局において、以下を各府省庁の協力を得て推進する。

#### ア. 一斉調査システムの更なる改修

総務省地域力創造グループ地域政策課においては、一斉調査システムの利便性の更なる改善のため、引き続き、同システムについてのニーズの把握<sup>6</sup>及び必要な改修の検討を行う。

---

<sup>6</sup> なお、ニーズの把握に当たっては、地方自治体の負担にならないよう留意するものとする。

## イ. 更なる共通化の推進

協議会は、共通化すべき業務・システムの対象候補を選定することを任務の一つとしているが、この際、各制度所管府省庁は、本基本方針に基づき、共通化すべき業務・システムがあると考えられるものは、協議会に提案することができる<sup>7</sup>。行革事務局においては、合理的な理由がある場合には、一斉調査システムの利用にそぐわない経路調査について、新たに共通化候補とすることの提案を検討する。

## ウ. 地方分権改革に関する提案募集に係る対応

- ・ 今回の実態把握により、経路調査の事務負担に係る実態が一定程度明らかとなり、その意義は大きいものと考えられるが、他方、今回その対象とした調査は、経路調査の一部であり、個々の経路調査の趣旨等に即して、その効率化・合理化について検討される必要がある。
- ・ その際には、各府省の視点のみならず、実際に調査に回答する地方自治体や、経路する地方自治体の視点からの検討も重要であり、そのための手段の一つとして、地方分権改革に関する提案募集が挙げられる。
- ・ 令和7年の提案募集については、「デジタル化」を重点募集テーマとして、1月に地方からの提案募集が開始されており、「提案の視点の例」として「行政手続のオンライン化に伴い、経路事務の廃止を求めるもの」、「一斉調査システム等の利用による行政手続のオンライン化に伴い、都道府県経路（住民又は市区町村⇄都道府県⇄国）や市区町村経路（住民⇄市区町村⇄都道府県又は国）の廃止」が挙げられている（4月18日が地方からの提案の期限）。
- ・ 都道府県経路や市区町村経路の廃止を求める提案については、国・地方全体で見た事務の効率化・合理化を図る観点から、提案の実現に向けて、各府省において、一斉調査システムの利用拡大について、真摯に検討を行う

<sup>89</sup>。

## 4. スケジュール

経路調査の一斉調査システムの利用拡大等に向けた取組は以下のスケジュールにて実施する。

<sup>7</sup> 同基本方針の「3. 今後の推進体制」の「(2) 連携・協議すべき事項やその進め方」

<sup>8</sup> 「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）」において、「消防庁が行う調査（略）については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和7年度以降、原則として、調査・照会（一斉調査）システムを活用して実施する。」とされている。

<sup>9</sup> 内閣府地方分権改革推進室においては、今後も提案募集方式に基づき、本件について適切にフォローしていく。

取組内容の見出し	工程表																担当府省庁				
	2024年度				2025年度				2026年度				2027年度					2028年度			
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4		1	2	3	4
各府省に対する周知																					総務省
各府省における利用是非の検討																					調査所管省庁
地方自治体に対する周知																					総務省
利用状況の確認																					内閣官房
ニーズの把握・必要な改修の検討																					総務省
更なる共通化の推進																					内閣官房等
分権提案に係る対応																					内閣府等

## 経由調査に係る業務の実態（概要）

### 【調査フロー】

#### （各府省庁）

○主に回答受領後のデータ確認、疑義照会に負担が生じている

- ・都道府県等の確認不足によりエラーが多数発生し、データ確認の負担大
- ・疑義照会内容を都道府県別にリスト化する作業や都道府県を経由しないことで各府省庁と市町村とのやり取りが発生し、疑義照会の負担大
  - 都道府県等の業務システムからデータを自動転記、あるいは前年度データのプレプリントができるシステムや、エラーが生じている場合は提出できないような仕組みの導入などの改善方策の提起あり

#### （都道府県）

○主に管内市町村分のデータ集計、データ確認、疑義照会に負担が生じている

- ・集計のためのコピー&ペーストや手入力の回数が多いことやマクロやシステムで出たエラー表示の原因の究明などのデータ集計の負担大
- ・空欄回答の有無やデータとの比較等の目視による確認、不明瞭な記載要領や調査表にエラーチェック機能等がないことによりエラーが多数発生し、データ確認の負担大
- ・市町村のデータ確認や報告漏れや各府省庁から送付された疑義照会用データを管内市町村用に加工する作業により、疑義照会の負担大
  - 各府省庁に対し、明確な記載要領の作成、集計シートの作成によるコピー&ペースト等の回数の削減、市町村別の疑義照会内容のファイルの作成などの意見・要望あり

#### （市町村）

○主に回答の作成や提出に負担が生じている

- ・事業者等へのデータ提供依頼時に調査表の加工を行う作業が発生、また、回答作成の際に参照する業務システムから抽出したデータを加工する作業により回答作成負担大
- ・複数の課室の回答を取りまとめた Excel からシステムに回答を転記する作業、紙決裁のための調査表を印刷する作業により回答提出負担大
  - 各府省庁や都道府県に対し、Excel ファイルをシステムにアップロードすることにより回答する方法や各市町村の業務システムを標準化しデータ連携により回答する方法などの意見・要望あり

### 【都道府県経由の必要性等についての意見】

#### （各府省庁）

○問合せ、督促、データ確認や疑義照会など本省が全ての市町村に対応するのは難しく、事務負担の

増加を懸念

- 都道府県が管内市町村の状況を把握しておくことが事業等の円滑な推進につながる
- 都道府県を経由した方が確実に市町村に調査依頼ができる

#### (都道府県)

- 多くの都道府県は、必ずしも都道府県が調査業務に関わる必要はなく、各府省庁から市町村の調査結果のフィードバックがあれば足りると考えている
- 一方、以下のような意見もある
  - ・調査を通じて市町村の実態を適時・適切に把握でき、市町村と情報共有する機会になっている。
  - また、速やかに都道府県の施策に生かすことができる（公表後のフィードバックでは遅い）
  - ・都道府県を経由しないことで問合せ、督促、データ確認などに係る各府省庁、市町村の事務負担の増加を懸念
  - ・都道府県のデータ確認がないことにより市町村のデータの正確性が低下することを懸念
  - ・各府省庁の実施する調査に併せて都道府県独自の調査を実施している場合もあり

#### (市町村)

- 半数以上の市町村は、市町村が回答を作成することに変わりはないため、都道府県経由の必要性やメリットは特にないと考えている
- 都道府県を経由することで市町村における調査の回答期間が短くなっている
- 一方、以下のような意見もある
  - ・都道府県が把握できない事項のみを市町村に依頼することで市町村の負担が軽減しているものもある
  - ・市町村は、各府省庁と直接やり取りすることに心理的な負担を感じることや日常の業務においてやり取りしている都道府県の方が市町村の実情を把握していることから、都道府県を経由する方が調査業務に当たってのやり取りをしやすい
  - ・都道府県のデータ確認がなくなることで市町村のデータの正確性が低下することを懸念
  - ・都道府県が管内市町村の状況を把握するのに役立っている

### 【一斉調査システム等について】

#### (各府省庁)

- 一部の府省は一斉調査システムについて知らない（今回のヒアリングで初めて知った）
  - 一方、一斉調査システムを利用することで、
    - ・（都道府県を経由しないことで）問合せ、督促、疑義照会等の負担の増加（一斉調査システムの操作方法に係る問合せも増加すること）を懸念
    - ・過去の調査では、市町村において一斉調査システムの調査依頼の通知に気付かず回答率が低下したものもある。一斉調査システムで督促しても気付かないため、そのような場合はメールや電話で督促する必要
    - ・マクロや関数などのエラーチェック機能がなくエラーが増加するおそれ
    - ・フォーム様式には条件分岐設定ができない（Excel より不便）
- といった意見もある

- 一斉調査システムなどで都道府県経由しなくなることで都道府県の事務負担は軽減するため、調査によっては利用を希望

#### (都道府県・市町村)

- 都道府県としては回答の回収、集計などの負担が軽減。
- 督促などを（国が実施できず）都道府県が対応するのであれば負担は変わらない
- 一方、一斉調査システムなどを活用したとしても、回答を作成するという市町村（都道府県が回答する場合も同じ。）の作業負担はほとんど変わらない。むしろ、以下のような課題が解消されないまま、一斉調査システムが導入されると市町村にとって新たな業務負担が発生
  - ・フォームを活用した調査の場合、複数課にまたがる（事業者にデータ提供を依頼する場合も同様）とフォームでは分割ができないことから、取りまとめの担当者が Excel 等で各課の回答を取りまとめて、最終的にフォームに転記する必要が生じる
  - ・一斉調査システムのフォームで回答する場合であっても、都道府県等では決裁添付のため Excel 調査表を作成（又はフォーム画面をスクリーンショットにより取得）しているが、回答の一時保存機能及び Excel 調査表からシステムに回答を読み込む機能がないため、決裁後に一斉調査システムに手入力して転記する必要が生じる（手入力により誤入力の要因）(※)
    - ※一斉調査システムでは一時保存機能やフォーム画面を Excel 形式で出力できる機能はあるものの、これらの機能を認識できていないことから決裁資料としてフォーム画面のスクリーンショットによる取得をしているものと思われる。
  - ・調査によっては事業者等にデータ提供を依頼することがあるが、一斉調査システムに事業者はアクセスできないことから、一斉調査システムのフォーム上で回答することとなった場合でも、市町村が Excel の調査表等で事業者からデータ提供を依頼し、取りまとめ後にフォームに転記する必要が生じる
  - ・一斉調査システムの通知内容を一度開いただけで、「新着案件（未開封）」ボックスから「処理中」又は「閲覧済、調査完了」のボックスに移行してしまうため、直接の調査担当者以外が通知内容を閲覧した場合、通知を見落とす又は処理状況がわからなくなるおそれ
  - ・一斉調査システムの調査フォームで回答する場合、エラーチェック機能がなく、（都道府県によるデータ確認もないことから、）回答内容が精査されずに各府省庁に提出される場合がある

#### 【その他調査に係る改善要望・意見について】

##### (都道府県・市町村)

- 調査の実施時期が繁忙期や人事異動期と重なっていることや調査期間が短いことについて見直しを求めるもの
- 調査目的・利活用状況の明確化や調査及び調査事項の必要性の精査、簡素化（重複排除を含む）を求めるもの
- 調査方法が乱立しており都道府県等において様々なシステムなどを確認しなければならないことから、調査の方法の統一化を求めるもの

以上